

短期入所生活介護ほしの郷及び介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共生会が開設する短期入所生活介護ほしの郷（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 短期入所生活介護ほしの郷
- 二 所在地 千葉県長生郡長柄町鶯谷982番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤)
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名(嘱託1名・本体施設と兼務)
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1名以上(常勤1名・本体施設と兼務)
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員及び看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算で1名以上
介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うものとし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。
- 五 栄養士 1名以上(常勤2名・本体施設と兼務)
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- 六 機能訓練指導員 1名以上(非常勤1名・本体施設と兼務)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を

行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、10人とする。(1ユニット10名)

ただし、本体施設に空床がある場合は利用することができる。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業の内容)

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 一週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴させ、または清拭を行う。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 オムツを使用せざるを得ない利用者について、オムツを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

- 2 利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう勤める。
食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 8時から
- 二 昼食 12時から
- 三 夕食 18時から

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、介護報酬の告示上の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一 送迎に関する費用（第11条実施地域から超えた場合。）

二 職材料費

三 理美容代

四 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域は、長生郡市内の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時における対応方法）

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行う。

（掲示）

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

第16条 利用者に対して、適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者等の質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第17条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第18条 提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第19条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人共生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月19日から施行する。